

私立専修学校教育環境整備費補助金交付要綱実施細目

令和3年10月26日
3生私振第1182号
生活文化局私学部長決定

私立専修学校教育環境整備費補助金に係る交付の対象について、下記のとおり定める。

記

東京都内に所在する私立専修学校の専門課程を設置する者（以下「設置者」という。）のうち、補助金交付年度中に設置者を欠き、やむを得ない理由により設置者変更認可を受けることができない学校は、学校管理運営及び経費負担について責任を負う者を設置者代行とすることにより、補助金の交付を受けることができる。